

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 新発田舟入ショッピングセンター  
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外  
設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名）に関する届出  
公告日 令和元年11月1日
- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和2年3月13日から令和2年4月13日まで